

三重県病院事業庁医療事故等公表基準

1 医療事故等公表の意義

ヒヤリ・ハット事例及び医療事故（以下「医療事故等」という。）が発生した場合に、その原因と背景を明らかにし、再発防止に取り組むことは、県立病院（こころの医療センター及び一志病院）の重要な責務である。病院事業庁は医療事故等を公表することによって、県立病院が提供する医療及び病院運営の透明性を高め、県民からの信頼を得ることができる。また、他の医療機関に情報の提供が行われることで、類似の医療事故等の発生防止に寄与できるものである。

2 用語の定義

（１）ヒヤリ・ハット事例

日常診療の場で、患者に医療又は管理を行う上で、「ヒヤリ・ハット」した経験を有する事例で、（２）の医療事故に至らなかったものをいう。

（２）医療事故

この公表基準に規定する「医療事故」とは、患者が本来持っていた疾病や体質などの基礎的条件によるものではなく、医療においてその目的に反して生じた有害な事象を指す。

医療事故には、医療内容に問題があって起きたもの（過失のある医療事故：医療過誤）と医療内容に問題がないにもかかわらず起きたもの（過失のない医療事故）とがある。

3 医療事故等のレベル

医療事故等により患者に与えた影響度に応じ、そのレベルを別表のとおり設定する。

4 公表基準

庁長は、次のいずれかに該当する医療事故等が発生した場合、それぞれの方法によりこれを公表する。

（１）別表レベル４ｂ又は５に相当する過失のある医療事故は、個別公表する。

（２）上記（１）以外に相当する医療事故等は、包括公表する。

（３）上記（２）の医療事故等又は医療行為以外の事故であっても、社会的影響を考慮のうえ、必要があればこれを個別公表する。

5 患者及びその家族等への配慮

個別公表にあたっては、事前に患者及びその家族等に十分説明を行い、書面により同意を得る。また、公表する内容から、患者や職員が特定・識別されないように十分配慮する。

なお、書面による同意が得られなかった場合は、院長が特に必要と認める場合を除き、包括公表するものとする。

6 その他

この基準の運用にあたって必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成 1 4 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表

区分	レベル	傷害の 継続性	傷害の 程度	傷害の内容
ヒヤリ・ハット	レベル 0	-		エラーや医薬品・医療用具の不具合が見られたが、患者には実施されなかった
	レベル 1	なし		患者への実害はなかった（何らかの影響を与えた可能性は否定できない）
	レベル 2	一過性	軽度	処置や治療は行わなかった（患者観察の強化、バイタルサインの軽度変化、安全確認のための検査などの必要性は生じた）
	レベル 3a	一過性	中等度	簡単な処置や治療を要した（消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛剤の投与など）
医療事故	レベル 3b	一過性	高度	濃厚な処置や治療を要した（バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折など）
	レベル 4a	永続的	軽度～ 中等度	永続的な障害や後遺症が残ったが、有意な機能障害や美容上の問題は伴わない
	レベル 4b	永続的	中等度～ 高度	永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害や美容上の問題を伴う
	レベル 5	死亡		死亡（原疾患の自然経過によるものを除く）